

学習指導要領からみた音楽教育の変遷

— 特に小学校における音楽教育その① —

高 木 和 男*

Transition of music training seen from course of study
— Especially, music training in an elementary school #1 —

Kazuo Takagi

《要約》学校教育における指針となる学習指導要領は、戦後の民主化の中昭和22年に初めて示されて以来、各時代の社会情勢を反映させながら、ほぼ10年おきに改訂されてきた。その間、「児童中心主義」への批判とそれに対する「基礎学力の充実」施策、「詰め込み教育」への批判と「ゆとり教育」施策、そして「ゆとり教育」による近年の児童生徒の学力低下への批判など、様々な論争を繰り返してきた。そして平成10年には、現行の新学習指導要領が示され、その内容や役割は大きな転換期を迎えている。そのような背景において、戦後の音楽教育はどのように変化してきたのか。小学校課程の音楽教育について、学習指導要領の中から特に「教科目標」を取り出してその変遷を辿り、その特色を浮き彫りにし、現行の新教育指導要領の特徴や問題点、今後の課題について検証したものである。

《キーワード》音楽教育 教科教育 学習指導要領 中教審答申 ゆとり教育

1. はじめに

教員は、大きく言って三つの柱を仕事として持っている。それは学習指導・生徒指導・校務分掌である。学習指導は、国語・英語・数学などの時間割上の「各教科」を教えることであり、また特別活動や「総合的な学習の時間」の指導も含まれる。生徒指導は、生徒理解を基礎に人間形成を支援する仕事である。生徒を理解する方法が、観察法であり、班ノートであり、あるいは心理学的な性格診断テストなどである。校務分掌は、進路指導に関すること、問題行動に関すること、保健に関すること、その他学習指導・生徒指導以外に、学校教育を円滑に運営するために学校教職員が分担して受け持つ仕事の総称ともいってもいいと思う。

こうした学習指導・生徒指導・校務分掌を

手際よく実現し、児童生徒の人間形成に資するためには、それ相応の計画が練られなければならない。この計画のことを教育課程（カリキュラム）といい、それを「作る」、即ち「編成する」一般的な基準や方針が、学習指導要領に記載されているのである。そうした意味では、学習指導要領は教員にとって悩んだとき、疑問に感じたときに常に立ち直る道しるべと言えるのである。

定義的な表現をすれば、学習指導要領は教育内容をどのようなものにするか、それを教育課程の各領域に則して大綱的に国が示したものとと言える。昭和22年に試案として示されて以降、約10年ごとに改訂されてきた。平成元年の改訂では、入学式や卒業式での日の丸掲揚や君が代斉唱の指導を義務付けた。詰め込み教育への反省から、現行指導要領は「ゆとり教育」を掲げて、平成10年～11年

* 女子短期大学部 保育科

に改訂されたが、学力低下を招いたと批判されて今回の全面的な見直しにつながった。本稿は、戦後の学習指導要領について、小学校課程のうちの音楽教育を中心にして史的展開を論じるものである。

2. 教育環境と学習指導要領の変遷

日本の教育制度は第2次世界大戦が終了するとGHQの指導のもと根本的に生まれ変わることになった。いわゆる教育改革である。昭和22年には教育基本法と学校教育法が相次いで成立し、新しい学校制度が定められた。その新しい学校において教授される具体的な教育内容を示すガイドラインとして、アメリカのCourse of studyを参考にした最初の「学習指導要領・試案」が作成された。

昭和22年に出された学習指導要領の特色は2つ挙げられる。まず、その内容が児童中心主義を色濃く反映したものであったことである。戦後の教育改革は戦前の天皇制的臣民教育を否定し、子ども一人ひとりの人間的・人格的な発達を目指したものである。昭和22年版学習指導要領も、各人の興味関心を尊重し、それを伸ばすための工夫を凝らしたものであった。児童中心主義的教育観は、掲げられた教育の目標に反映されたほか、児童・生徒の探求活動を深めるべく「自由研究」の時間を新設するなどといった形で実践に移された。

児童中心主義と並ぶ2つ目の特色は、その位置づけである。タイトルに「試案」とついているように、この学習指導要領は拘束力をほとんど持っていなかった。それどころか、教師たちが自分たちなりの教育実践を行っていくうえでいわば「叩き台」として策定されたものであった。戦前の画一的な臣民教育への反省がここにも表れているのである。

昭和22年版学習指導要領は短期間で作り上げられたために、教科内容の研究や教科間

の連絡に不十分な点を含んでいた。そのことは指導要領の制作者側にも意識されており、定期的な改訂を行うことが当初から予定されていた。1回目の改訂は施行からわずか4年後の昭和26年に行われた。

昭和26年版の学習指導要領は、原則的には児童中心主義の理念を引き継ぎ、さらに地域や児童・生徒の特性を反映させるための柔軟性にとんだ内容となった。小学校の教育課程表では、教科を4つの領域に分類した上でそれぞれの指導時間を大まかな比率で表現するという形式をとることになった。これによって各学校はその実現に応じて独自のカリキュラム編成を行えるようになったのである。なお、昭和22年版で設定された「自由研究」の時間は昭和26年版で早くも姿を消し、「教科以外の活動」へ変更された。「試案」という位置づけは、昭和22年版を継承し、拘束力は前面に押し出されることはなく、あくまでも教師たちの実践の手引きであるとされた。

しかし、アメリカの影響を強く受けた児童中心主義教育、経験主義教育が日本に根付くことはなかった。昭和25年代に入ると、児童・生徒の父母たちから子どもの読み書き能力が下がっているという不満が上がり始めたのである。中には公立の学校へ早々と見切りをつけて、早い段階から子どもを私学に通わせようとする父母も現れ始めた。このころから大都市を中心に、昭和27年の日本進学教室、昭和28年の日能研、昭和33年の公文教育研究会に代表される、進学を目的とした学習塾が相次いで誕生している。また日本の受験競争が、中学校における補習授業や越境入学の一般化といった「世界の文明諸国には例を見ない深刻な様相」を呈するにいたった時代でもある。

それでもこの時期は、まだ私立中学・高校の絶対数は少なく、また高校進学率も昭和29年によく50%を超えたばかりで、ま

だまだ大衆化しているとはいえない段階であったためか、小中学生の受験競争を問題とする論述はさほど見られない状況であった。

一方、昭和25年の朝鮮戦争は日本の景気回復に大きな役割を果たし、昭和30年になると日本は高度経済成長へと入っていった。経済的に復興し、大きく飛躍しようとしている時期の経済界にとって、児童中心主義的な教育の実践による子どものたちの学力低下は極めて由々しき問題であった。このような流れを受けて昭和27年に経済界の要望で発足した中央教育審議会（中教審）の答申に基づき、昭和33年に学習指導要領の大規模な改訂が行われた。

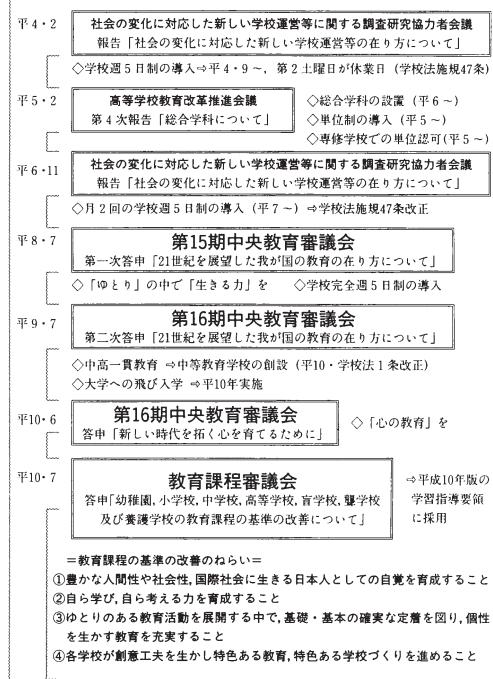
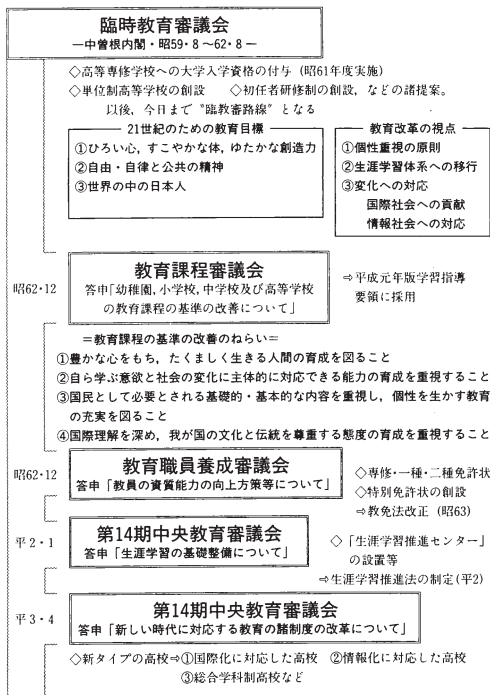
この昭和33年版学習指導要領は、さまざまな点において日本の戦後教育改革の転機となるものであった。

1点目は、「試案」の文字が正式に消え、法的拘束性を帯び始めたことが挙げられる。

これは、文部省による統制強化の一環として解釈されることが多く、実際に時を前後して教育二法の成立（昭和29年）、日本教職員組合による勤務評定反対闘争（昭和33年）、全国一斉学力調査の悉皆調査化（昭和36年）といった象徴的な出来事が起きている。昭和33年の8月には学校教育法施行規則が一部改正され、「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」（第25条）という規定が加えられた。これにより学習指導要領の拘束性に法的な根拠が加えられることとなったわけである。また、教育課程表の表記も柔軟性をもった昭和26年版の形式から、各教科の最低授業時数示す形に修正され、学校の特色を出しにくくなった。

2点目は、「道徳」の時間が新設されたことである。昭和33年3月、学習指導要領の

図解 近年の教育制度改革の答申等



『平成10年12月告示小学校学習指導要領』（時事通信社）から転載

改訂に先立って出された教育課程審議会の答申では、基礎学力、科学技術教育と並んで道徳を重視することが盛り込まれていた。この答申を反映して小・中学校に「道徳」の時間が作られ、全ての学年で週に1時間実施されることとなった。

3点目は、これまで児童中心主義教育からの転換が図られたことである。この背景には学力低下問題や経済界からの要望といったものの他に、前年の昭和32年にソヴィエト連邦が人工衛星の打ち上げに成功した、いわゆる「スプートニク・ショック」の影響も読み取ることができる。基礎学力の充実と科学技術教育の向上というスローガンのもと、小学校で国語と算数、中学校で数学と理科の指導時間が増加するなど、学力を保障するための系統的な学習体系が整えられた。後に「詰め込み教育」として批判されることとなる潮流が、この時に成立したとあってよい。

昭和33年版学習指導要領で示された基礎学力重視の方向性は、1960年代の経済界の動向と関連して大規模な学歴獲得競争を生み出すこととなった。この時期、文部省は「能力主義的多様化政策」と呼ぶべき後期中等教育の多様化に尽力している。昭和41年の中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」や、昭和42年に出された理科教育及び産業教育審議会答申「高等教育における職業教育の多様化について」に象徴されるように、職業教育を充実させることで企業横断的な職業能力を養える環境を作り上げようとしていた。

しかし、現状はこれとは逆の方向へと進んだ。文部省の思惑を失敗に追いやったのは、産業界の構築した労働力市場の性質であった。昭和38年の経済審議会答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」で打ち出された能力主義の原則は、結果として高度な職業能力よりも企業内教育の可能性や効率性を示す、より一般的な能力を新卒労働者に

要求することとなる。このような産業界の一元的な能力主義は、偏差値に代表される同じく一元的な学歴主義と接続して、学校と企業を縦断する一元的な競争メカニズムを生み出すこととなった。そのため、企業横断的な職業能力は必要とされず、多様化された職業教育はそのまま一元的な学校序列の最下層に位置づく存在となった。1960年代には、企業内教育可能性としての一般能力を求める産業界と接続する形で、学校教育の内部にも偏差値に基づく一元的・序列的な能力主義が生成し、それが学校間序列を生み出していくことになった。学校だけでなく企業を巻き込む形の競争メカニズムが成立、受験競争が過熱していた昭和43年、次なる学習指導要領の改定が行われた。

昭和41年に全国一斉学力テストが廃止されたことから分かるように、既にこの時期文部省は行き過ぎた受験競争への警戒を強めていた。しかしその一方で、教科内容は経済発展や科学技術の向上によってより高度になってきた。昭和45年に日本を訪れたOECD教育調査団は、日本を「15歳の春で人生が決まる」学歴社会であると評していった。このように学歴社会がますます加熱していく傍らで、既に様々な形で学校教育の限界が示され始めていたのである。

日本において学校教育に生じ始めた歪みが一気に表面化したのは、昭和48年の石油危機である。第4次中東戦争に端を発した世界的な石油危機は、20年近く続いた日本の高度経済成長を終わらせ大不況をもたらした。

石油危機が日本社会にもたらした影響は数知れないが、ここではその中でも教育に対する神話を崩壊させたという点に注目したい。高度経済成長は国が豊かになれば皆が幸せになるという神話を根拠に進展していた。激しい受験競争も、一流大学への入学が一流企業への入社につながり、それが個人の幸福につながっていくのだという幻想に支えられてき

た側面が強かった。しかし、石油危機による大不況は、一国では国民を守りきれないという現実を世界中につきつけることとなった。

昭和51年にはそれまで拡大し続けてきた大学進学率が頭打ちとなった。高校進学率も90%を超えてほぼ全入となり、「教育機会の拡大」という戦後の学校教育を支えてきた一つの神話が崩壊した。以降、学校教育は2つの局面を迎えることになる。

1つは受験競争の更なる激化である。日本人の「一億総中流社会」という意識が揺らいでいく中で、先行きに対する不透明感は親たちの不安をかきたて、それが更なる学歴獲得競争へと子どもたちを追いやっていくことになったのである。

実際1970年後半から、若年層の就業構造は変容を始め、これまで高卒者を中心としていた職種へも大卒者が入っていく「学歴インフレ」が始まっている。さらに、技術系の職種へは、職業高校出身者に代わり昭和51年に制度化された専修学校の卒業者が進出していることで、ますます高卒労働者の存在は脅かされることになっていった。「高校だけを卒業しても仕方がない、最低でも大学へ進学させよう」という親たちの心情を反映するかのように、この時期から家庭の支出に占める補助教育費の割合は増えていくことになる。学習塾や予備校もその数を増やし、進学熱はさらに高まっていくこととなった。

学歴社会が実像であるか虚像であるかの真偽は別にしても、この時期に「学歴社会としての日本」観自体が揺らぎ始めていたことは確かであった。また、このような実態把握の動向と関係なく、学歴獲得競争が激化していったという点は、学歴意識研究を行なう上で無視できない状況であったといえる。

受験競争が激化していく一方、石油危機後の2つ目の局面として学校への信頼の崩壊も同時に進行していた。昭和46年、全国教育研究所連盟が発表した「義務教育に関する意

見調査」において、小学校教諭の65.4%、中学校教諭の80.4%がクラスの半数以上の子どもが授業の内容を理解できていないと感じているというデータが示された。学習内容の増加、高度化は、授業の進度が速すぎて一部の子どもしかついていけないという点で「新幹線授業」と揶揄される授業風景を生み出していた。その結果が全国教育研究所連盟の示した数字に表れることとなったのである。さらには、学校の授業が理解できている子どもは小学校で7割、中学校で5割、高校に至っては3割程度しかいないという意味の「七五三」という言葉まで生まれ、授業についていけない子どもが社会的な問題となっていた。国の詰め込み重視の教育政策によって、半ば構造的に「落ちこぼれ」が生み出された状況は、後にあれは国家による「落ちこぼし」政策であったなどと批判されることになった。様々な矛盾が表出しながら、それがよりいっそう深化してさらなる矛盾を生み出していたのが、1970年代の状況であったのである。

昭和52年の学習指導要領改訂は、昭和33年版、昭和43年版と続いてきた基礎学力・科学技術教育重視路線から大きく方向転換をするものとなった。

昭和52年版学習指導要領のキーワードは「ゆとり」である。低成長期の到来による価値観の多様化や過度の「詰め込み教育」による「落ちこぼれ」の増大がその背景として挙げられる。教育課程の基準として「人間性豊かな児童生徒を育てること」「ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること」「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行なわれるようにすること」という3つの柱が示され、「人間性」「ゆとり」「個性」といったキーワードが並ぶ人間中心主義的教育課程であった。

教育課程上では、国語や算数・数学を始めとする主要教材を中心に授業時間の削減が行

なわれた。また、科学技術の向上に伴って高度化してきた学習内容も大幅に見直され、難解な内容が削除されることとなった。さらに、週に1時間「ゆとり」の時間が新設され、学校の裁量による授業が行なわれる余地が与えられた。

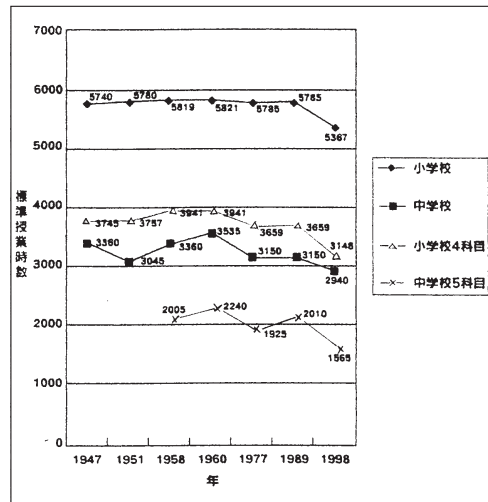
法的な側面では、この学習指導要領から「日の丸」「君が代」に関する教育が明確に示され論争を呼んでいる。

昭和52年の改訂によって打ち出された「ゆとり」路線であったが、決してうまく機能したとはいえなかった。新しく設定された「ゆとり」の時間も、その使用法に関して国からの指示はなく、結果として多くの学校で遅れている授業の補習をする時間として使われることになった。また、社会問題となっていた受験競争の激化や「落ちこぼれ」問題に関しても、昭和52年の学習指導要領改訂は影響を持ちえなかった。

昭和52年は、大学受験において共通一次試験が導入された年でもある。一元的能力主義秩序の集大成となった共通一次試験により、高校入試の際の進学資料として着々とその存在感を高めていた「偏差値」が大学入試にも浸透していくこととなる。こうして大学入試から高校入試、さらには首都圏を中心に広まり始めていた私立中学校入試、私立小学校入試に至るまで、全ての入試段階を貫く一元的な受験システムが完成した。

1980年代初頭から第2次ベビーブーマー世代が中学入試、高校入試の年齢に達すると、受験競争はより一層加熱していくこととなった。その一方で、底辺校を中心とする学校問題も校内暴力の頻発やいじめの増加、さらには不登校問題と様々な形をとってますます顕在化するようになった。

そのような中、中曽根首相は昭和59年に内閣直属の臨時教育審議会（臨教審）を発足させ、教育制度の根本的な見直しを計った。臨教審は昭和60年に第1次答申を発表した



図表1 学習指導要領 標準授業時数

後、昭和61年に第2時答申を、そして昭和62年に第3次答申を最終答申と発表した。6年制の中等教育学校や単位制高等学校、教員の初任者研修制度、大学教員の任期制などの新しい制度を多く提案し、また第3次答申ではこれまで完全に無視を続けてきた学習塾を初めて民間の新たな教育力として認めていく方向性を打ち出した。最終答申では、①個性重視②基礎・基本の重視③創造性・考える力・表現力の育成④選択の機会の拡大⑤教育環境の人間化⑥生涯学習体系への移行⑦国際化への対応⑧情報化への対応という8つの基本原則が示されている。この基本原則の多くは現在に至るまでの教育改革の柱となった。特にその新自由主義的な性格と個性重視の原則は学校制度に大きな影響を与えていくことになる。

平成元年、臨教審の影響を強く受けて学習指導要領の改訂が行なわれた。これまでのゆとり路線をさらに推し進めたほか、それまでの筆記試験で計られる「古い学力」に対して自ら学ぶ意欲などで表される「新しい学力観」が打ち出されている。また、授業態度や問題関心のあり方をみる「観点別評価」や、個人個人の到達度を評価する「絶対評価」が取り

入れられることで学校評価の多様化を打ち出そうとしたのである。

以降、1990年代前半まではゆとり路線をさらに促進し、また過度の受験戦争を緩和させることを目的とする施策が数多くとられた。平成4年には学校週5日制が月1回づつ実施されることとなった。

この年、埼玉県で突然高校入試からの業者テスト追放が発表された。業者テストとは、都道府県ごとに特定の業者が請け負い、ほとんど全ての中学3年生を巻き込んで実施されていたものである。これによって受験生は自分の実力や地域内での相対的な学力順位、さらには志望高校の合格可能性までも詳細に知ることができるようになっていた。1980年代の初頭からは、公立中学校でも授業時間を利用して業者テストが行なわれることが日常となっており、受験指導に一定の効果を示しながらも偏差値による一元的な能力評価を固定させる元凶として批判されることも多かった。さらには、一部の私立高校において行なわれてきた業者テストの結果を用いた単願推薦制度が問題とされ始めていた。単願推薦制度とはその学校を第一志望とし、業者テストの結果と面接などを利用して行なわれた推薦入試制度である。受験日程が早いと、「生徒の青田買い」という批判が公立高校などから出ていた。

バブル経済が崩壊し、大不況の時代に突入した1990年代には、これまでに考えられなかったような大きな社会的変化が起こった。大企業の倒産やリストラによる大量解雇は、終身雇用制や年功別賃金体制などのいわゆる日本型経営体系を完全に崩壊させた。また平成7年に起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件において多くの高学歴者が事件に関わっていたという事実は、学校教育や科学教育に対する信頼を失墜させたと言われている。学校現場でも「学級崩壊」という新しい問題が浮上し、また非行歴のない子どもが突

然「キレる」という、普通の子の犯罪も大きな社会問題となった。石油危機の直後にも起こったような、統一的価値観の揺らぎがより大きな形で起こったのが、1990年代であった。

1990年代末以降、教育を巡って2つの大きな動きがあった。

1つは教育改革国民会議である。平成12年に小淵首相の呼びかけで結成された教育改革国民会議は、臨教審以来の内閣直属の諮問機関であった。小淵首相が任期半ばで死去した後も森首相のもとで開催を続け、平成12年12月には「教育を変える17の提案」が提出された。これには、教育の多様化や道徳教育の重視などが盛り込まれたほか、奉仕活動の制度化や臨教審が立ち入れなかった教育基本法の改正までもが言及されていた。

もう1つは平成10年に行なわれた学習指導要領改訂である。平成10年版学習指導要領は、「少年犯罪の凶悪化」や将来像を描けない子どもの増加を受けて心の教育を重視するものとなった。これまでの「ゆとり」路線をさらに推し進め、小中学校で新しい学習指導要領が施行される平成14年からは完全学校5日制を導入することもきまった。それに伴い学習内容は大幅に整理・再編されることとなり、また教育内容があまり画一的であるという批判に応える形で、地域の特色に応じた学習を行なう「総合的な学習の時間」が導入されることとなった。

しかしここで示された学習内容の整理が大きな議論を呼ぶことになる。「教科によっては学年での学習内容が3割削減される」「円周率は3.14ではなく『およそ3』になる」「台形の公式が教科書から消える」といった情報が伝わるうちに、これらの大幅な学習内容「削減」が学力の低下をもたらすのではないかという意見が強まったのだ。これはちょうど同じ頃に大学生の「学力低下」問題とリンクし、日本人の学力低下、さらには理数力の低下に

よる日本の国際的な競争力低下を懸念する主張へと加熱していったのである。

それに対し文部科学省は、学習内容は重複を避けて整理しただけであり削減ではないこと、「新しい学力」を身につけることによって将来にはむしろ学力は向上するはずであることなどを主張し、結果として大規模な「学力低下」論争へと発展していくことになった。この「学力低下」論争は、多くの議論を巻き込みながら最終的には文部科学省に大きな方針転換をさせるほどの、過去には例を見ない論争となった。

この論争は、それまでの教育論と大きく異なる点がいくつかある。文部科学省対日教組という対立の形を取っていないこともその一つであるが、何よりもこの論争では文部科学省が民間からの政策批判に対し真正面から返答したという点の特異であった。

この議論は両者とも具体的な論拠に欠けたため、「ゆとり」か「詰め込み」かという単純化された二項対立の水掛け論となってしまった感が強かった。しかし、この論争によってこれまで20年以上かけて行なわれてきた「ゆとり」政策が「学力低下」の犯人であるという認識が、国民のレベルにまで広まっていったことは確かである。

そして、このような論点を中心に進んでいった「学力低下」論争は、我が国の教育政策に2つの大きな転換をもたらした。

1つ目は、平成11年の「学習指導要領はミニマム・スタンダードである」という意見が示されたことである。以前から「学力指導要領は最低基準」という認識が文部科学省ではされていたということであるが、現場では上限と捉えられていた。実質的にはこのような意見以降、公立小中学校における発展的学習が解禁され、多くの教科書が書き換えられることとなった。

2つ目の転換点は、平成14年に遠山文部科学大臣が出した緊急アピール「学びのすず

め」である。そこでは「確かな学力の向上」が訴えられ、また「学力低下」を危惧する保護者に対しても、学力が低下しないように最大限の努力をする旨が宣言された。また、同年より学力向上フロンティアスクールを始めとする学力向上を目指す学校が指定され、「ゆとり」という言葉は完全にその存在感を失うことになった。さらに12月には文部科学省の学力調査によって、算数・数学と社会においても6年前の調査よりも学力が下がっていることが示された。これらに象徴される出来事により、文部科学省の「ゆとり」路線、「新しい学力」路線は今完全なる転換を始めたといつてよいのである。

平成14年4月の「新学習指導要領」実施と文部科学省の方針転換により「学力低下」論争は一応の決着をみた形となっている。しかし論争の残した課題は大きく、また多くの論点が解決されないままになっているのも現実である。

3. 戦後の音楽教育の学習指導要領

学習指導要領は、戦後の民主化の中で昭和22年に教師のための手引き、いわゆる試案として発行されて以来、その時代の社会情勢を反映させながらほぼ10年毎に改訂されてきた。その各々の学習指導要領の特徴を小学校の音楽教育に限定して論じてみることにする。音楽教育の学習指導要領の内容・領域の変遷を注目する時、学習指導要領は目標、学年の目標、時間数、共通教材等、改訂の趣旨、目標の改善、内容の改善、日本の伝統音楽、君が代、歌唱及び鑑賞教員、器楽教育、創作教育、創造的表現、リズム反応、指導上の留意事項、指導計画の作成及び学習指導の方針、内容の取り扱い等の項目から編成されている。本節では、昭和22年に初めて作成された試案に始まり、平成10年示されるに至るまでの学習指導要領における教科目標等を通

して、その変遷を辿ってみると同時に、今次の改訂における音楽科の特色を大きく捉えてみることにする。

現在の学校教育は、学習指導要領の示す目標と内容の趣旨を生かして、それぞれの実態に即した形で各学校が編成する教育課程に基づいて進められている。前述したとおり、平成10年12月には、平成14年度からの新教育課程を編成する際の拠りどころになる新学習指導要領が告示された。これは昭和22年に我が国で初めて試案として示された時のものから数えて7つ目のものということになる。それらの学習指導要領がその時々果たした主たる役割を大きく括ってまとめてみると、①昭和22年試案、昭和26年試案→アメリカの主導による戦後の教育再編成の流れの中で、新しい音楽科教育の在り方への道筋を示した。②昭和33年告示、昭和43年告示→我が国の独自性を強く打ち出す中で、音楽科教育の充実が図られた。③昭和52年告示、平成元年告示→豊かな人間性の育成が重要視される中で、音楽を愛好する心情や音楽に対する感性を高める音楽科教育の推進に力点が置かれた。

今次、平成10年告示は、音楽科の改善の基本方針として (ア)表現及び鑑賞に関わる幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う指導が一層充実して行なわれるようにする。(イ)児童・生徒が楽しく音楽に関わり、音楽活動の喜びを得るとともに、生活を明るく豊かにし、生涯にわたって音楽に親しむことを促すことを重視し、表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして児童・生徒一人ひとりが個性的・創造的な学習活動をより活発に行なうことができるようにする。(ウ)各学校段階の特質に応じて、我が国が諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図るととも

に、国歌「君が代」の指導の一層の充実を図る、と述べられている。小学校音楽科においては、この基本方針の内容、さらに小学校音楽について示されている改善の具体的事項の趣旨を踏まえて、学習指導要領の改訂が行なわれている。

次に、昭和22年の試案から平成10年の新学習指導要領まで、学習指導要領の中から「教科目標」を取り出して考察してみる。これらを初めから順に見ていくだけでも音楽科の変遷の様子をある程度知ることができる。

昭和22年試案の教科目標は、1.音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う。2.音楽美に関する知識及び技術を習得させる。3.音楽における創造力を養う(旋律や曲を作ること)。4.音楽における表現力を養う(歌うことと楽器を弾くこと)。5.楽譜を読む力及び書く力を養う。6.音楽における鑑賞力を養う。学習領域の拡大・「領域」は歌唱、器楽、鑑賞、創作の4領域である。

次に昭和26年の学習指導要領の試案である。この試案では、総括目標と具体目標とに分けて示している。音楽教育の目標は音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性を養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人として教養を高めるのである。1.いろいろな音楽経験を積むことによって、いっそう音楽を愛好するように育てる。2.よい音楽を鑑賞し、音楽の鑑賞力を高める。3.音楽の表現技能を養い、音楽経験を通じての創造的な自己表現を奨励する。4.音楽経験を豊かにするために必要な、音楽に関する知識を得させる。5.音楽を理解したり感じ取る力を各個人の能力に応じて高める。6.音楽経験の喜びや楽しさを家庭や地域社会の生活にまで広げる。7.音楽という世界共通語を通して、他の国々に対する一層よい理解を深める。「領域」は歌唱、器楽、鑑賞、創造的表現、リズム反応の5領域となった。

昭和33年告示の学習指導要領は、1.音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う。2.すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聴く態度や能力を養う。3.歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を伸ばす。4.音楽経験を豊かにするために必要な音楽に関する知識を鑑賞や表現の音楽活動を通して理解させる。5.音楽経験をを通して、日常生活にうるおいや豊かさをもたらす態度や習慣を養う。「領域」は鑑賞、表現の2領域である。領域は鑑賞が先に告示され、表現領域には、歌唱、器楽、創作の小領域を置いている。鑑賞教材は3曲、歌唱教材3曲を各学年に共通教材として示している。

昭和43年告示の学習指導要領は、音楽性を培い情操を高めるとともに、豊かな創造性を養うことを目標としている。1.すぐれた音楽に数多く親しませ、より音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聴く能力と態度を育てる。2.音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜について理解を深める。3.歌唱、器楽、創作などの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を育てる。4.音楽経験をを通して、生活を明るく潤いのあるものにする態度や習慣を育てる。「領域」は、基礎、鑑賞、歌唱、器楽、創作の5領域である。ここでは領域に基礎が新設された。楽譜についての理解の深化、鑑賞教材の選定に関しては、日本のわらべうたや民謡、世界のこどもの歌や民謡、日本の楽器や世界のおもな民族楽器による器楽曲なども含める、としている。

昭和52年告示の学習指導要領は、表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操

を養うのが目標である。学習指導要領全体のスリム化に伴い、簡潔な表記となったのである。「領域」は表現、鑑賞の2領域である。音楽を愛好する心情の育成を強調した。学年目標を2学年まとめた形で示す。視唱、視奏で取り扱う調の種類を削減。取り扱う音符、記号などの数の削減。歌唱共通教材にわらべうたが取り入れられる等が特徴的であった。

平成元年告示の学習指導要領は、表現及び鑑賞の活動を通して音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな上層を養う、ことを目標とした。「領域」は表現、鑑賞の2領域。音楽に対する感性の育成を強調。つくって表現する活動の重視。歌唱共通教材の提示は1曲増え4曲に。我が国の音楽の指導内容の増強などが特徴的である。

また、平成10年告示の新指導学習指導要領は表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うことを教科目標としている。「内容・領域」は表現、鑑賞の2領域。改訂の趣旨は、豊かな情操、音楽に親しむ態度や意欲を育成、個性的で創造的な学習活動を重視した点である。

以上のように教科目標を通して音楽科の学習指導要領の変遷を概観してみた。これまでの学習指導要領の「教科目標」に表れている音楽科の変遷から見たとき、今次（平成10年度）の改訂によって生まれた「新学習指導要領」は、どのような点に特色があると言えるのであろうか。平成14年度から学校教育は、これまでにない学校週5日制の下で行なわれてきている。それに伴って当然のことながら年間の総授業時間数も各教科などの年間授業時間数も削減とならざるを得なくなった。小学校音楽科においても中学年で10時間、高学年で20時間の縮減となった。このように年間70時間を下回る時数の中で授業

を行なうこと自体が、まず今までの音楽科の流れから見た大きな特色である。

次にそのこととの連動で、縮減となる授業時間数に対処するために指導内容を今までになく縮小して再構成していることや、その示し方は従前の学年目標と同じように2学年をまとめた形にしていることも、今次の改定での特色となっている。再構成された内容の細部に関しては次号以下で考察したい。ここでは音楽科全体に関わりをもっている教科目標がらみの特色を論述する。教科目標では、「心情」、「感性」の育成といった情意面にかかわる内容の表記を前段に押し出し、「基礎的な能力」を培うといった技能面にかかわる内容とを別々の柱に分認して示し、鑑賞の活動を従前にも増して重視した形になっている。

4. 学習指導要領の現況と課題

これまで戦後の学習指導要領のあり方と、それにまつわる教育動向を辿ってきた。そこには相互に影響を与え合う制度と意識のせめぎあいが存在した。これらの動向をまとめた上で、今後の課題を明らかにしたい。

第1に戦後の教育制度が児童中心主義と系統学習とのせめぎあいを繰り返していることである。GHQの指導のもと、児童中心主義教育を導入して始まった日本の学校制度は、昭和25年前後の学力低下問題をきっかけとして基礎学力重視路線へ転向した。その基礎学力重視路線も、今度は「詰め込み教育」に陥ったとして転向を余儀なくされている。この二項対立は、近年の「学力低下」論争でもそのまま受け継がれ、現在、無批判なままにまた基礎学力の充実を志向する「詰め込み教育」路線に戻ろうとしているが、どこかで技能的な見直しを行なわない限り、今後も「詰め込み」と「ゆとり」をただ繰り返すだけの「不毛」な状況が続くことだろう。

また、学習指導要領にまつわる問題も、学

校制度とそれに対する国民の学歴意識にだけ注目していればよいというわけではない。国民の学歴意識は、学校制度だけでなくその他の要素、特に労働市場の動きと密接な関係がある。これが第2のポイントである。児童中心主義的な「ゆとり」路線、個性重視路線から、能力主義的な路線へ転向しようとしている現在は、昭和25年代初頭の状況に非常によく似ている。しかし、まさに高度経済成長に入りかけていた当時と、先行きの不透明な不況が続いている現在とでは、社会の背景が全く異なる。さらに、学校がある程度地位の向上に役立つと信じられていた当時と異なり、現在では上級の学校へ行っても必ずしも就職できるとは限らず、学歴神話は崩壊しかかっている。このような背景の違いが今後の展開にどのような影響をもたらすだろうか。

第3に、学歴主義に注目すれば、学歴社会の実態とはある程度独立した動きを見せる学歴意識の存在が浮かび上がる。1970年代の後半に、学歴社会は虚像か実像かという議論が白熱していた際にも、学歴に対する意識はほとんど影響を受けずに学歴獲得競争を加熱させていた。また、現在も大卒フリーターが社会的な問題となり、学歴への信頼や期待が揺らいでいる中、新たな学歴意識の萌芽が見られている。2005年にドラマ化され全国的に話題になった『ドラゴン桜』は、底辺校の生徒が様々な受験テクニックを身につけながら1年で東京大学合格を目指す物語である。このような受験を題材にしたドラマや小説、漫画は別段珍しいものではない。しかし、ここまで社会的な注目を浴びたのは、この作品が初めてではないだろうか。ここで注目すべきは、このような内容のドラマに対して一定数の賛同があった点だろう。これまでの学園ドラマの定番であった「金八先生」に代表される教師像とは全く異なった志向が受け入れられ始めている。これらは、現在が学歴意識、ひいては学校制度への大きな転換点に差し掛

かっていることを示す例ともいえるだろう。勿論、意識にばかり注目して、実態を無視してもよいという訳ではない。意識を適確に押さえた上で、今後の学校教育のあり方を描いていくことが最も重要なのである。

平成10年度改訂の学習指導要領は昭和22年の最初の学習指導要領作成以来、戦後7回目の改訂である。当時の学習指導要領（平成元年版）が新しく改訂されたという意味で「新学習指導要領」と呼ばれている。今次の改訂から、週6日制から週学校完全5日制になった。それまでの「詰め込み教育」に国民の批判は強いものがあつた。新学習指導要領はこれを受け、「ゆとり」を重視した。授業内容の「3割削減」をうたい、授業時間も小中学校で各学年、年間70時間（週2時間）を削減した。「これで子どもたちの学力が保障されるのか」と父母の不安が高まるなか、文部科学省はにわかに「学習指導要領は最低基準」だといい、いわゆる「できる子」に学習指導要領を超えて教えることを強調し始めた。新学習指導要領の原型を作つた教育審議会の三浦朱門元会長は、「落ちこぼれをなくすのに使つてきた労力と時間を『さまざまな才能をのばす』方に振り向ける」と言っている。子どもたちの選別・差別が一層進むことが心配されている。「総合的な学習の時間」が創設されたが、「どんな授業をしたらいいのか」と現場教師の悩みが続いている。また「特色ある学校づくり」の名で学校間競争をあおる心配も表出してきた。また「完全5日制」で土曜日の過ごし方にも大きな問題が発生してきた。全体として条件整備のないままスタートしたことが、課題となって表れてきている。

《参考文献》

- 1) 「平成10年12月告示小学校学習指導要領」解説 児島邦宏、時事通信社、平成11年2月15日発行
- 2) 「小学校学習指導要領」平成10年12月告示 平成15年12月一部改正、文部科学省、平成10年12月17日発行
- 3) 「小学校学習指導要領解説（音楽編）」平成11年5月版、(株)教育芸術社、平成11年5月31日発行
- 4) 「音楽教育40年史」真篠将編著、東洋館出版、昭和61年4月11日
- 5) 「改訂小学校学習指導要領の展開（音楽編）」金本正武編著、明治図書出版(株)、1999年10月発行
- 6) 「内外教育」(旬刊)、時事通信社刊、平成10年12月告示小学校学習指導要領 解説児島邦宏